

2 都議会のしごと

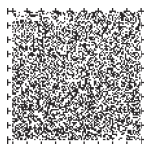


議 決

都議会は、知事や議員から提出された議案などを審議し、その可否を決定します。このように議会の意思を決めることを「議決」といいます。都議会が「議決機関」又は「意思決定機関」と言われるゆえんです。

都議会の議決を得なければ、知事は事業を執行できません。しかし、都議会が東京都に関するすべての事項について意思決定するわけではありません。議決を必要とする事項（議決事件）は、地方自治法第96条で定められています。

都議会に提出される議案の主なものについて、簡単に説明します。



■ 予 算

東京都の家計に当たり、収入（歳入）と支出（歳出）の見積りです。

予算の提出は知事が行います。この予算が議決されて初めて各種の事業が具体的に進められます。

■ 条 例

東京都の法律ともいうべきものです。内容によっては、都民の権利を制限したり、義務を課したりする場合があります。また、都営交通の料金や様々な貸付制度なども条例で定められます。

■ 契 約

東京都が結ぶ契約のうち、予定価格9億円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要です。

■ 人 事

副知事・公安委員会委員・教育委員会委員など知事が選任等をする重要な人事は、議会の同意を得なければなりません。

■ 意 見 書

公益に関する（都民生活に大きくかわる）事柄について都議会の意見を国会及び行政庁（主に政府関係）に提出します。

■ 決 議

政治的な効果を期待して、都議会の意思を内外に明らかにするものです。

都議会で議決した議案の種類と件数 (令和元年～6年)

種 類	議 案 の 総 数	知 事 提 出				議 員 提 出			
		予 算	条 例	契 約	人 事 他	所 他	条 例 等	意 見 書	決 議
元	303	35	143	21	43	44	12	3	2
2	303	48	98	27	14	90	15	5	6
3	296	49	110	35	36	44	11	4	7
4	340	41	137	21	42	78	12	4	5
5	266	37	90	52	17	50	14	4	2
6	344	37	175	34	22	63	8	3	2

※「その他」には、事件、諮問、専決、決算を含む。

都政の調査と検査

■ 調 査 権

衆参両院における国政調査権と同様の性質を持つもので、地方自治法第100条に定められていることから、「議会の百条調査権」と呼ばれます。

都政全般に係る具体的な事項について調査する権限で、調査に当たっては強制力が与えられています。

議会が調査を行うため、特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができます。請求された者は、正当な理由がない限り拒むことができません。

■ 検 査 権

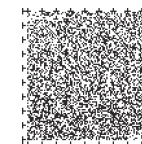
都の事務の管理や進め方、さらには出納を検査する権限のことです。検査自体は直接に法的な効果は持ちませんが、不当な事実が分かれば、議会として執行機関の責任をただす措置をとることができます。

知事の不信任議決

都議会と知事は独立の立場で均衡をとりながら都政を運営していきますが、両者の間の対立が激しくなったとき、最終的に解決する方法として、議会は知事を不信任することができます。

この不信任議決があった場合、知事に与えられた対抗手段は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することです。

議会を解散しなかった場合は、知事はその職を失います。



請願・陳情の審査

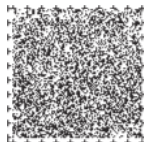
これらの請願・陳情は、慎重に審査し採択・不採択を決めます。採択されたもののうち、執行機関が措置することを適当としたものは知事に送付し、その処理の経過及び結果の報告を受けています。

議会の結論が出たときは、採択・不採択にかかわらず請願者・陳情者に通知しています。

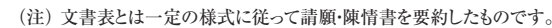
年	件数
27	152
28	178
29	170
30	139
元	121
2	150
3	137
4	163
5	142
6	125

(件 名)
(住 所)
(氏 名)
(紹介議員)
(願 意)
(理 由)

※陳情の場合は、紹介議員欄は不要です。



請願・陳情の審査順序



令和6年 請願・陳情の審査状況

(注) 請願及び陳情の「総件数」には、令和5年において継続審査とされたものを含むため、必ずしも処理件数の合計と同じとは限りません。

